

**令和5年度 第2回 東京都医療的ケア児支援地域協議会
議事要旨**

1 日 時 令和5年12月20日（水曜日）午後6時30分から午後8時24分まで

2 会 場 オンライン開催

3 出席者 富田委員（副会長）、前田委員（会長）、吉澤委員、伊藤委員、岩崎委員、井上委員、檀委員、等々力委員、中嶽委員、早野委員、島添委員、上坂委員、齋藤委員、深井委員
（欠席）川上委員、瀬委員、折井委員、高山委員

4 議事概要（委員からの主な御意見等）

（1）令和5年度医療的ケア児等コーディネーター研修の実施状況

事務局から資料説明

（富田副会長から補足）

○23区と多摩地域の資源等の状況は大きく異なるため、同一の研修内容で実施することは難しいと認識していたが、5年度から23区と多摩地域で分けて実施した。また、これまで研修の参加方法は、研修生自身の自薦としており、コーディネーターの役割を十分に理解されないまま受講され、今後支援に関わる予定はないという方も少なからずいた。今回は、自治体の配置計画に基づく推薦方式を採用し、これまでと比較すると研修生の真剣な取組の様子が伺えた。今後は、多摩地域の良い部分を残しながら、区部の良い部分も取り込み、6年度の研修内容を考えていきたい。

（前田会長から補足）

○福祉分野の受講生が多く、医療の部分の理解と生活のすり合わせをどのように理解してもらうかが引き続きの課題である。

○区市町村、現場で研修を修了した方々をうまく活用してほしい。今後も継続的なフォローアップ支援を考えていきたい。

（2）令和5年度医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業の実施状況

事務局から資料説明

○申請締切りが7月、交付決定通知が8月というスケジュールであるが、それ以降に事業の利用の希望が生じた場合には使い勝手が良くないので、通年の申請ができる方が良い。また、自治体内でコーディネーターのフォローができる方がいないと、区市町村を越えたサポートを必要とする自治体もあるかと思うので。そのような対応もできれば事業の使い勝手も改善されるか考える。

→（事務局）25の自治体が補助要件を満たすが、そのうち申請があった自治体は3割程

度。今回1月12日まで交付申請の締切りを再設定した。各区市町村には、一旦経費の負担が生じるが、その後必ず都費が入り、メリットも十分あると思うので、改めてプロモーションを続けていきたい。

○退院前相談への補助であるが、福祉分野のコーディネーターが病院の退院カンファレンスに出席すると、言語が理解できず、自信を失ってしまう。医療機関側はその様子を頼みで頼りないと思われ、次回以降声がかからなくなってしまう。医療機関も自治体のコーディネーターに声をかけてくれると良いが、自治体への相談はあまりなく、話を通じる方、知っている方、訪問看護ステーションに声がけする傾向がある。是非医療機関側に自治体にコーディネーターがいることを積極的に周知してほしい。自治体のコーディネーターにまず連絡がいき、そこで調整するような仕組みになると良い。

○この事業を活用している自治体が少ない要因は何か、どうすれば活用してもらえるか。いくつかの自治体の協議の場に委員として参加しており、是非自治体のほうでも検討してほしいとお願いしているが、実際に使われない。補正予算を組むことが難しいという事情もあるようであるが、他にもあれば教えてほしい。

→自治体によっては、どれだけの医療的ケア児がどこにいるかを把握できていないところもあるのではないかと。その場合、自治体もどこで誰にどうやって使われるか把握しにくいため、本事業への申請が難しいのではないかと。思う。

→医療的ケア児について、徐々に把握が進んでいるが、まだ自治体、民間も含めコーディネーターが少ない現状がある。また協議の場の設置に躓いている状況もあり補助要件を満たすことができない。補正予算については、見込みが立たない中での予算計上が難しい。

(3) 令和5年度障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開拓支援)の実施状況

事務局から資料説明

○短期入所の問題として、短期入所先から具合が悪くなって帰宅するケースが多いと聞く。施設数が増えることは良いが、病院と同様のケアでは足が遠のく。施設を増やしながら並行して質の面でもフォローができると良い。

○指定申請の際の聴き取りに理事長や施設長が自ら出向くことは非常に負担がかかる。また、提出書類についても、国でも議論されているが、医療機関や介護老人保健施設としてすでに提出されている書類であれば、可能な限り省略できると負担が軽減される。

○自治体として大学病院に短期入所用として一床確保したが、いまだ数件しか利用がなく、ニーズと実態をマッチさせることが難しいと思っている。

→どこまで確保の情報が保護者の方に伝わっているかが重要である。また、短期入所を利用するためには相当な期間を要する。今使いたいが使えないという実態がある。もう少しスムーズに利用できるようになると良い。

→保護者間の口コミは絶大な効果があり、あっという間に広がる。保護者グループへ

情報を提供すると早い。あわせて手続の簡略化も重要であると思う。

(4) 令和5年度医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業の概要と実施状況

事務局から資料説明

○研修実施が9月からということであったが、夏から医療的ケア児の訪問を始めたいという訪問看護ステーションがあり、都の研修を待てないという相談を受けた。例えば回数を増やすなどいつでも受講できるような工夫がされると良い。

(5) 令和5年度保護者の就労支援関連事業の概要

事務局から資料説明

○医療的ケア児日中預かり支援事業に関して、送迎と医療的ケア判定スコアの16点未満の考え方を教えてほしい。

→(事務局) 事業の内容に送迎は含めていない。16点以上の方については、医療型短期入所を利用できる。16点未満で、福祉型短期入所を利用できないような層へのサービスが限られており、そこを充実させるため事業化した。

○預かり事業を行う施設が複数選定されているのか。事業開始後はどのように周知されるのか。ショートステイ事業と同様に、質の担保も非常に大事であるので、引き続き都の支援をお願いしたいと思う。

→(事務局) 現時点で2か所の施設を選定。効果的な周知ができるような検討を進めていきたい。ショートステイと同様、日中活動の質の担保が必要である。事業者とも調整しながら進めていきたい。

○在宅レスパイト・就労等支援事業について、実際この事業が行われている区市町村では、年間144時間が上限で就労等も支援することになったが、実際にこの144時間で就労もカバーできるのか、実際の利用状況を知りたい。

→(事務局) 現在35の自治体でこの事業が活用されており、うち就労目的で活用している自治体は20自治体である。144時間に引き上げたが、常勤で働き続けている方には難しい部分はあるだろうと考えており、日中預かり支援事業も立ち上げた。今後様々なチャネルを使ってPRを進め、多くの自治体で進めていければと思う。

○就労支援については、福祉サービス、医療サービスだけで賄うことに疑問があり、社会全体で負担すべきものである。勤め先への補助、勤め先の理解などそのような活動も必要だと思う。

(6) 医療的ケア児支援センターの運営状況の報告

事務局から資料説明

(富田副会長、岩崎委員から多摩について補足)

○市部では、一度ご相談いただいた後は、その後定期的にどうなっているか追跡しながら、解決できるところまである程度導いている。相談支援がついていない方も多くい

るため、地域の相談支援、コーディネーターにつなげるよう働きかけている。また、コーディネーターがまだ全く配置されていない地域、児童発達支援も一箇所しかない地域もあるので、その辺りも今後後方支援をしていきたい。

○資源が乏しい地域、連携体制が構築できていない地域があるので、より深く地域の方と一緒にやっていく必要がある。

(中嶽委員から区部について補足)

○最近では、児だけでなく、成人された「者」のご家族からのご相談もある。内容は、レスパイト先に関わることが多く、特に人工呼吸器の方は児だけではなく、者のレスパイト先が不足しており、お困りの方は多い。都の事業などを活用して、今度の施設の拡充が期待されるが、ハード面だけでなく、受入施設の支援者の方への支援も必要であると思う。

また、児については保育所に関する相談が多い。保護者からは、人工呼吸器、酸素が必要なお子さんが保育所に通えないといった相談がある一方で、行政の保育課からはどうすれば安全に受け入れられるか、すでに受け入れている園とつながりたいといった相談もあり、少しずつ区でも受入体制の整備が進んでいる。

今年度は昨年比べて、各区の医療的ケア児支援に関する協議会や部会等に多く声をかけていただいている。センターに寄せられる相談内容は重複も多く、他区での取組についての問合せも多くいただくため、情報提供の機会をいただいている。各区で、医療的ケア児の数や資源など事情が異なるので、各区の取組や課題と感じていることを知ることで、センターとしても有益な情報提供ができる。顔の見える関係づくりにより、各区と連携しやすくなっていく。

(7) 医療的ケア児支援担当者区市町村連絡会の開催

事務局から資料説明

- 自治体格差が、この数年で進んでしまっている。良い意味で進んでいる自治体は独自の取組、事業を進めている一方で、そもそも関心や理解が乏しい自治体も少なからずある。支援法では、地域間格差をできる限りなくしていくことが大きなテーマの一つであるが、住んでいる自治体によって不公平感が生じることは良くない。福祉局が会を開催し、支援センターが地域間格差を是正するために協力できることは非常に意味がある。
- 自治体格差については、地域の資源、病院の有無など状況に差があることをご理解いただきながら、情報提供していただけるとありがたい。

(8) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の動向

事務局から資料説明

以上